

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
【本編】 Ⅱ 組合監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－４ システムリスク Ⅱ－３－４－１ システムリスク Ⅱ－３－４－１－３ 監督手法・対応 （１）（略） （２）障害発生時 ① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を行政庁宛てに報告を求めるとともに、<u>次に掲げる事案に応じ、それぞれ次に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について行政庁宛てに報告を求めるものとする。</u> なお、<u>b. 及び c. に掲げる事案の報告</u>においては、個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」参	【本編】 Ⅱ 組合監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－４ システムリスク Ⅱ－３－４－１ システムリスク Ⅱ－３－４－１－３ 監督手法・対応 （１）（略） （２）障害発生時 ① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を行政庁<u>あて</u>に報告を求めるとともに、「<u>障害発生等報告書</u>」（参考様式５－３）<u>にて行政庁あて報告を求めるものとする。ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月２８日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。）」別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。</u> なお、<u>ランサムウェア事案の報告</u>においては、<u>同様式により</u>個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するQ&

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
照)。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧、原因解明がされていない場合でも、<u>1 か月以内に現状について</u>の報告を求めることとする。 <u>a. DD o S 攻撃事案 DD o S 攻撃事案共通様式（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和7年5月28日関係省庁申合せ。以下「関係省庁申合せ」という。） 別添様式1）</u> <u>b. ランサムウェア事案 ランサムウェア事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式2）</u> <u>c. 上記 a. 及び b. に該当しない事案 その他サイバー攻撃等事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式3）</u> なお、共同センターに起因するシステム障害等が発生した場合にあっては、組合及び共同センターに対して、直ちに、上記に沿った対応を求めることとする。ただし、当該システム障害等が漁協系統信用事業全体に及ぶような重大なものである等の場合は、全漁連の同席の下で共同センターに対してヒアリングを行うこととする。 <u>（注1）経過措置</u> <u>令和9年3月末までの間は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）の規定に基づき、主務大臣から特定社会基盤事業者として指定された者以外については、「障害</u>	A」参照)。 また、復旧時及び原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧、原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を求めることとする。 なお、共同センターに起因するシステム障害等が発生した場合にあっては、組合及び共同センターに対して、直ちに、上記に沿った対応を求めることとする。ただし、当該システム障害等が漁協系統信用事業全体に及ぶような重大なものである等の場合は、全漁連の同席の下で共同センターに対してヒアリングを行うこととする。 （新設）

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>発生等報告書」(参考様式5－3)による報告も可能とする。</u> <u>(注2) 報告すべきシステム障害等</u> その原因の如何を問わず、組合が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害であって、 a. 貯金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの b. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの c. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器に速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合(例えば、一部のATMが停止した場合であっても他の同一店舗又は近隣店舗のATMや窓口において対応が可能な場合)を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。 ②・③ (略) (3)・(4) (略)	<u>(注) 報告すべきシステム障害等</u> その原因の如何を問わず、組合が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害であって、 a. 貯金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの b. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの c. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器に速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合(例えば、一部のATMが停止した場合であっても他の同一店舗又は近隣店舗のATMや窓口において対応が可能な場合)を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。 ②・③ (略) (3)・(4) (略)

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

附 則

この通知の改正は、令和８年１０月１日から適用する。